

# 協議 8 号

長野市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の嘱託に関する規則の一部を  
改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局保健給食課

事 項	説 明
1 改正の理由	学校に産業医を置くことに伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 題名を「長野市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に関する規則」に改める（題名関係）。 (2) 常時50人以上の職員が勤務する学校に、労働安全衛生法に規定する産業医（以下「産業医」という。）を置くものと定める。 (3) 産業医は、該当する学校1校につき1人とし、長野市教育委員会が嘱託するものと定める。 <p style="text-align: right;">（以上第4条関係）</p>
3 施行期日	令和6年4月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 3月21日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 月 日

長野市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の嘱託に関する規則の一部を  
改正する規則（案）

長野市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の嘱託に関する規則（昭和41年長野市  
教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に関する  
規則

第5条を第6条とする。

第4条第1項中「学校」を「常時50人未満の職員が勤務する学校」に改め、同条第  
2項中「職員健康管理医は、」の次に「該当する学校」を加え、同条を第5条とし、  
第3条の次に次の1条を加える。

（産業医）

第4条 常時50人以上の職員が勤務する学校に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57  
号）第13条に規定する産業医（以下「産業医」という。）を置く。

2 産業医は、該当する学校1校につき1人とし、長野市教育委員会が嘱託する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

長野市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の嘱託に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○<u>長野市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に関する規則</u></p>	<p>○<u>長野市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の嘱託に関する規則</u></p>
<p>昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第15号</p>	<p>昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第15号</p>
<p>第1条～第3条 略 (産業医)</p>	<p>第1条～第3条 略</p>
<p>第4条 常時50人以上の職員が勤務する学校に、労働安全衛生法（昭和47年</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>法律第57号）第13条に規定する産業医（以下「産業医」という。）を置く。</u></p>	
<p>2 産業医は、該当する学校1校につき1人とし、長野市教育委員会が嘱託する。</p>	
<p>(職員健康管理医)</p>	<p>(職員健康管理医)</p>
<p>第5条 常時50人未満の職員が勤務する学校に、職員の健康管理を行う医師</p>	<p>第4条 学校に、職員の健康管理を行う医師（以下「職員健康管理医」とい</p>
<p>(以下「職員健康管理医」という。)を置く。</p>	<p>う。)を置く。</p>
<p>2 職員健康管理医は、該当する学校1校につき1人とし、当該学校の学校</p>	<p>2 職員健康管理医は、1校につき1人とし、当該学校の学校医のうちから</p>
<p>医のうちから長野市教育委員会が指定する。</p>	<p>長野市教育委員会が指定する。</p>
<p>第6条 略</p>	<p>第5条 略</p>